

令和8年度

初任者研修の手引

学 校 栄 養 職 員

沖縄県教育委員会

I 学校栄養職員初任者研修の目的及び概要

1 育成指標：採用ステージ

〔教職を支える力〕 〔人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解〕 〔生徒指導力〕 〔食育推進力〕 〔学校運営力〕

2 研修の目的

学校栄養職員初任者研修は、学校栄養職員初任者に対して、学校栄養職員の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、健康教育や学校給食全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、その職務の遂行に必要な事項に関する実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的とする。

3 学校栄養職員初任者研修の概要

学校栄養職員初任者研修は、学校栄養職員初任者の所属する学校及び共同調理場における校内研修と、教育事務所や県立総合教育センター等で行う校外研修で構成している。また、研修内容は、学校教育等に関わる基礎的素養と学校栄養職員としての職務に必要な専門研修に関する事項がある。

校内研修においては、専門研修を円滑に実施するため、学校栄養職員初任者に対して研修指導者を1名依頼する。

そこで、学校栄養職員初任者研修指導者とともに充実した研修が実施できるよう、各学校、共同調理場においては研修の時間の確保や校務・業務分掌組織上の工夫等の準備や手立てがなされなければならない。

II 学校栄養職員初任者研修の内容

学校栄養職員初任者は、1年間、校内において指導者等の指導・助言による研修（年間15日程度）及び校外において、教育事務所や県立総合教育センター等が実施する講義・演習等による研修（年間12日程度）を受ける。

1 校内における研修

年間15日程度で、1回の研修は2～4時間を目安とし、12月末日までに終了するように計画する。

(1) 基礎研修

校長、教職員等による学校教育目標等の基礎研修を5日程度受ける。

(2) 専門研修

研修指導者等の指導・助言による専門研修を10日程度受ける。

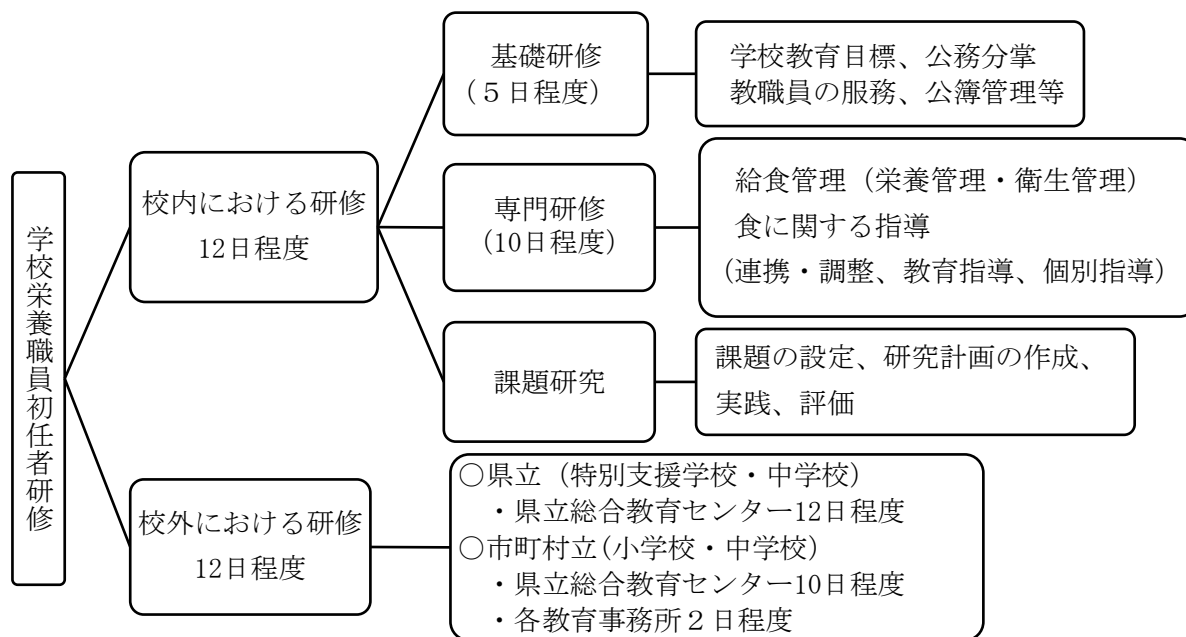
(3) 課題研究

学校及び共同調理場における課題を設定し、指導者等の指導を受けながら研究し、学校栄養職員初任者研修報告会で発表する。

2 校外における研修

県立総合教育センター、教育事務所等において年間12日程度実施する。その中には、校長等連絡協議会が含まれる。

3 学校栄養職員初任者研修の指導体系



4 連絡協議会等

(1) 校長等連絡協議会

学校栄養職員初任者研修を円滑かつ効果的に実施するために開催する。

(2) 指導者連絡協議会

校内研修における指導方法の研修並びに情報交換を行い、指導者等の資質の向上を図るため開催する。

Ⅲ 校内における研修を進めるにあたって

学校栄養職員初任者研修（以下、初任者）は、外部の研修指導者が派遣され指導にあたります。そのため、有意義な研修にするには、学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）における校長及び共同調理場長（以下「校長等」という。）のリーダーシップのもとに協力体制を確立することが重要である。また、校長等は校内体制を整備し、学校栄養職員初任者が講義等を受ける際には、業務に支障が生じないように配慮する必要がある。

1 校内における体制づくり

(1) 校長・教頭・共同調理場長の役割

- ① 学校栄養職員初任者研修の成否は、全職員の理解と指導・協力体制の充実が肝要である。特に校務分掌組織の見直しや実施状況の把握、指導助言等研修の充実の条件整備、さらには初任者への直接的指導を行う等、そのリーダーシップの発揮が必要である。
- ② 研修を実施する前に、効果的な研修ができるように当該学校等の全職員が協力して初任者を育てようとする学校等の体制をつくるため、校長等が全職員に本研修の趣旨、目的、意義を理解させ、経験の浅い職員を育てようとする意識を高めることが必要である。

- ③ 初任者が校外における研修を受ける間、その職務が他の教職員によって適切に行われるようにするなど、校内、調理場内体制を整備し、業務に支障が生じないようにするなどの配慮が必要である。

(2) 研修指導者の役割と指導内容

① 研修指導者の役割

研修指導者は、研修年間指導計画に従い、初任者の所属する学校等において、初任者に対して実務上必要な事項について指導・助言を行うとともに、初任者の職務に関する相談に応じるものとする。

② 指導内容

- ア 研修年間指導計画の作成
- イ 初任者への専門研修等の指導助言
- ウ 職務に関する相談に応じる
- エ 課題研究への指導助言
- オ 研修記録簿（校内・校外）の提出に係る指導及び助言
- カ その他、学校栄養職員初任者研修に関して必要な事項

2 研修年間指導計画書作成について

(1) 研修年間指導計画書の作成手順

- ① 校内における年間研修計画書(様式1)は、「研修項目例」の内容に基づいて作成する。
- ② 作成にあたっては、学校行事等と研修日が重複しないように留意する。

校内における研修日の設定

- ・校内における研修の期日を15日程度設定する。

研修項目、内容の設定

- ・校内研修における指導資料等を参考に、研修項目や研修内容を計画する。

(2) 研修年間指導計画作成時の配慮点

- ① 校内における研修は、基礎研修と専門研修を合わせて年間15日程度、県立総合教育センター等における研修との関連を考慮しながら、より具体的で実務的な内容とする。
- ② 研修年間指導計画書の指導形態の欄には「講話」「講義」「協議」「授業研究」「実習」等の区分を記入する。
- ③ 指導方法は、口頭指導、作業指導、観察指導、授業研究指導等のいずれか又はこれらのうちいくつかの組み合わせにより実施する。
- ④ 初任者研修に対する職員の理解と認識を深める等、校内体制づくりに配慮する。
- ⑤ 初任者の経験を考慮し、実態に応じた研修内容や研修方法を工夫するとともに、内容に偏りが無いよう配慮する。
- ⑥ 学校及び共同調理場の経営方針や地域の実態に合わせたものにする。
- ⑦ 食に関する指導の参観や実施等における学級担任等との連携・協力も考慮する。
- ⑧ 初任者の意欲と日常の実践の課題解決に結びつくような、実務に即した指導を大事にし、必要度にあわせた研修項目を具体化する。

IV 校内における研修の実際

1 研修の形態

研修形態は、研修内容と密接な関係にあり、指導方法（口頭指導、作業指導、観察指導等）をどのように組み合わせて行うか、また、学校栄養職員初任者の意向をどのように反映させるかにより指導の効果を高めることができる。

2 研修の進め方

(1) 研修の内容

① 基礎研修

基礎研修の内容は、教職を支える力（教育公務員としての心構え・服務、学校教育目標と組織と運営、特別支援教育、児童生徒の理解等）、学校運営力（校務分掌の役割・意義の理解等）、人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解（発達障がいの理解と対応等）がある。

② 専門研修

専門研修の内容は、食育推進力（給食管理）（食に関する指導）に関する内容がある。

(2) 研修の指導方法

① 口頭指導

校長等、教頭、研修指導者等が、指導内容に関する資料を準備するなどして、初任者に対してその説明や話し合いなどによって指導する。

② 作業指導

研修指導者は、献立作成に関する帳票、学校給食栄養報告書、衛生管理に関する帳票、給食室経営計画の作成等の作業について、指導助言を行う。指導の際は多くの時間を必要とする。効率的に進めるためには、計画的に作業時間を確保すると共に、適切な指導助言が必要である。

③ 観察指導

研修指導者は、初任者が調理場等で行っている調理員や納入業者への対応や、児童生徒に対する指導等を観察し、指導助言を行う。

④ 授業研究指導

授業研究指導は、初任者自身が授業を行い、研修指導者が指導するものと、師範指導（研修指導者又はそれに準ずる先輩栄養教諭等の行う授業を初任者が参観する指導）がある。指導に際しては、初任者にとって今何が必要かを考え、ゆとりをもって指導に望むことが大切である。

3 課題研究の進め方

課題研究は、日々の実践の中で気づいた食に関する課題や、各学校、各調理場において直面する課題について取り上げ、調査や資料、文献等を参考に理論研究を進めながら、課題解決の方法を追求していくことである。

(1) 課題研究のねらい

学校栄養職員初任者研修における課題研究は、初任者が直面する課題について、指導者等の指導及び助言を受けながら、課題解決に向けての計画、実践、評価までの一連の取組方法について学び、まとめる力を身につけることである。また、取り組んだ結果に対しての変化や、取組を進めるために教職員や調理員等にどのような働きかけが必要なのか等についても考えさせる機会とする。

(2) 研究の進め方

① テーマ及び課題設定の理由

ア 課題への取り組みを通して目指したいこと

イ 取り組む背景や理由

ウ 研究仮説

課題解決のために、どのようなアプローチを行うことが効果的なのか予想を立てる

② 課題解決の方法

取り組む方法や内容（箇条書き）

③ 研究計画

課題解決に向け年間を通した計画を作成する。

④ 課題解決に向けた具体的な取組(実践)

ア どのように展開し取り組んだのか

イ 取組を通して児童生徒等の変化や反応はどうだったのか。

ウ 取組を進めるために教職員、調理員等にどのように働きかけを行ったのか。

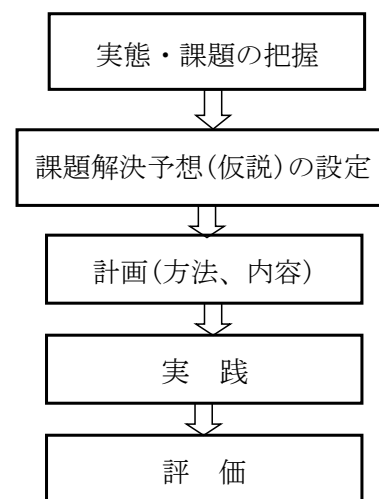
⑤ 評価

ア 結果と考察

課題解決に向けて取り組んだ結果、児童生徒の反応、学習活動等にどのような変容がみられたか。また教職員、調理員等にどのような変容がみられたか等についてまとめる。

イ 今後の課題

課題解決のため取り組んだ結果、解決できなかった課題や改善策等についてまとめる。



(3) 課題研究報告会について

① 報告月日 令和9年1月22日（金）

② 会場 県立総合教育センター

③ 報告内容・報告様式

「3 課題研究の進め方（2）研究の進め方」を参照し、課題研究報告書（様式4）の流れに沿って報告する。

④ 報告方法 パワーポイント等によるプレゼンテーション（10分程度）

⑤ その他

報告様式・提出期日等については、Ⅷ 学校栄養職員初任者研修に係る文書等参照

【課題研究の作成・提出についての注意事項】

○提出書類及び発表用のプレゼン資料の作成にあたり、児童生徒のプライバシーに配慮する。

○提出にあたっては、管理職（校長・教頭）及び、研修指導者の指導・助言を得る。

○写真等を使用する場合、個人が特定されないように配慮する。（モザイクなど）

○報告書の写真は、グレースケールで提出する。

○グラフ等は、読み取れるか確認をし、グレースケールで提出をする。

V 校外における研修の実際

1 研修の意義

校外における研修は、学校栄養職員初任者の所属する学校や調理場では得られない体験等を通して、広い視野に立った教育活動のための力量形成を図るとともに、幅広い知見を得て、社会の構成員としての視野を広げることができる。

また、校外における研修では所属校、調理場や校種の枠を超えた相互交流が行われ、学校栄養職員初任者同士が業務上の悩みや指導・教育方法、給食室経営等の課題について研究協議し、学校栄養職員の職務について語り、学びあうことができる。それらの体験等は、その後の学校給食の充実、食に関する指導及び教育活動における自信につながる。

2 校内研修との関連

校内における研修も校外における研修も実践的な指導力の向上を目的とするもあり、学校栄養職員の職務に必要な研修を行うものもある。したがって、両者の研修内容に相互の関連を図り、相互補完的な研修を実施するよう配慮する必要がある。

3 研修内容

- (1) 校外における研修は、各教育事務所において2日間程度、県立総合教育センター等において10日間程度（県立学校は県立総合教育センター等12日間程度）行う。研修内容は、育成指標に示された「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」「生徒指導力」「学校運営力」に係る基礎研修及び「食育推進力」に係る専門研修を実施する。
- (2) 校外における研修は、講師による講義、演習及び実技指導等（給食管理・衛生管理）を行うとともに、先輩栄養教諭等による食に関する指導等（協議及び情報交換等）の場を設けるなど、実践的指導力の育成につながるよう配慮する。

VI 連絡協議会等年間計画

1 校長等連絡協議会

回	期日	対象	場所	主な内容
1	令和8年4月24日(金)	校長・調理場長・ 研修指導者・初任者	県立総合教育センター	開式行事、初任者研修概要 及び校内研修の進め方につ いて説明
2	令和9年1月22日(金)	校長・調理場長・ 研修指導者・初任者	県立総合教育センター	初任者研修課題研究報告会 閉式行事、初任者研修報告

2 指導者等連絡協議会

回	期日	対象	場所	主な内容
1	令和8年4月24日(金)	研修指導者・初任者	県立総合教育センター	校内研修における指導方法 の研修並びに情報交換
2	令和8年7月16日(木) 【WEB会議】	研修指導者	勤務場所	・校内研修の進捗状況報告 ・情報交換等

Ⅶ 令和8年度 学校栄養職員初任者校外研修計画

県立総合教育センター等における研修（協議会含む）

回	期日	対象	場 所	* 育成指標	主な研修内容
1	4月	小・中学校初任者	各教育事務所	* 教職を支える力 (倫理観・使命感・責任感)	・開講式・本県主要施策 ・教育公務員としての心得
	4月2日(木)	特別支援学校初任者 県立中学校初任者	県立総合教育センター		
2	4月24日(金) (午前)	初任者全員	県立総合教育センター	* 食育推進力(食に関する指導・連携・調整)	・Microsoft365の基礎 (養護教諭初任研と合同) ・実践報告
	4月24日(金) ・連絡協議会 (午後)	学校長 調理場長 研修指導者 初任者	県立総合教育センター	* 学校運営力 (連携・協働)	・研修の概要 ・校内研修の進め方 ・学校における食育推進 ・学校栄養職員の職務内容について
3	5月12日(火) 【※Web研修】	初任者全員 【栄養教諭初任研と合同研修】	各所属校又は各調理場	* 教職を支える力 * 人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解 * 食育推進力	・平和教育 ・人権教育 ・特別支援教育の理解とその取組 ・課題研究報告書の進め方
4	6月11日(木)	初任者全員	・(公財)沖縄県学校給食会 ・共同調理場	* 食育推進力 (給食管理) * 教職を支える力(倫理観・使命感・責任感)	・細菌培養検査の理解と活用 ・物資管理、衛生管理 ・学校給食摂取基準について ・栄養管理報告書について ・調理場見学(調理実習)
5	6月12日(金)				
6	7月27日(月)	初任者全員	県立総合教育センター	* 教職を支える力(倫理観・使命感・責任感) * 学校運営力(連携・協働) * 食育推進力(食に関する指導・教育指導)	・学習指導要領と教育課程 ・ICTを活用した食育 ・食に関する授業の実践 ・衛生管理の課題と改善 ・食に関する指導の全体計画①②の活用と改善
7	8月3日(月) 【オンデマンド研修】	初任者全員	各所属校又は各調理場	* 教職を支える力(倫理観・使命感・責任感)(豊かな人間性・学び続ける力)	・本県の健康に関する現状と課題 ・学校給食の歴史等 ・学校給食と食教育 ・情報教育等
8	8月18日(火)	校種合同	国立劇場おきなわ	* 教職を支える力(教育的愛情・人権意識)	・国際理解・環境教育等 ・沖縄の伝統文化
9	8月19日(水)	初任者全員	県立総合教育センター	* 食育推進力 (給食管理)(食に関する指導・個別指導)	・年間の献立計画と指導計画 ・給食時間の食に関する指導 ・発達障がいの理解と対応 ・課題研究中間報告
10	11月6日(金)	初任者全員 【学校栄養職員中堅研と合同研修】	※公開授業実施校	* 学校運営力(連携・協働) * 食育推進力(食に関する指導・教育指導)	・代表授業者の所属校にて、公開授業及び授業研究会
11	1月22日(金) (午後)	初任者全員	県立総合教育センター	* 教職を支える力 (豊かな人間性・学び続ける力)	・研修のまとめ
	1月22日(金) ・連絡協議会 (午後)	学校長 調理場長 研修指導者 初任者	県立総合教育センター	* 食育推進力(給食管理) (食に関する指導)	・課題研究報告会 ・校長等連絡協議会
12	2月18日(木)	特別支援学校初任者 県立中学校初任者	県立総合教育センター	* 教職を支える力(倫理観・使命感・責任感)(豊かな人間性・学び続ける力)	・開講式 ・研修のまとめ
	2月	小・中学校初任者	各教育事務所		

Ⅷ 学校栄養職員初任者研修に係る文書等

	提出文書	校種	提出先	提出期限	備考
①	様式1 研修年間指導 計画書	市町村立 (小中学校)	・市町村教育委員会宛 2部 ----- 教育センター所長宛 1部	教育委員会及び 教育センターへ 5月20日必着 ※教育委員会から教育事 務所へ提出 5月27日必着	指導者及び初任者は、様式1を 作成し、校長の決裁を受け提出 すること。
		県立 (特支・中学校)	教育センター所長宛 1部		
②	様式2 研修指導報告書	市町村立 (小中学校)	市町村教育委員会宛 2部 ----- 教育センター所長宛 1部	教育委員会 教育センターへ R9年1月22日 必着 ※教育委員会から教育事 務所へ提出 R9年1月29日必着	指導者及び初任者は、実施済 み研修について報告書を作成す る。校長の決裁を受け提出する こと。 ※教育委員会から教育事務所へ 提出 R9年1月22日必着
		県立 (特支・中学校)	教育センター所長宛 1部		
③	様式3-① 報告書の 内容確認書	全校種	教育センター所長宛 1部	前期(4～8月分) 9月10日必着	・校内及び校外研修ごとに分け て、日付順に綴じる。 ・作成及び実践した学習指導 案を全て1部ずつ添付すること。 ・記録簿は必要に応じ市町村 教育委員会への提出を求め ることがある。
	様式3-②、 3-③ 校内研修・ 校外研修記録簿			後期(9～12月分) R9年2月10日必着	
④	様式4 課題研究報告書	全校種	研修時に持参する。	中間報告 R8年7月27日	※中間報告は、研究テーマ、 テーマ設定の理由、研究仮 説、研究計画を記載。 ※ <u>校長・校内研修指導者の 確認後</u> 、に提出すること。 ※冊子作成のため、期日は厳 守。
			起案文書に押印後、 PDF データで、専用の 提出先へ提出する	最終報告 R9年1月13日まで	
⑤	課題研究報告会 プレゼン資料	全校種	専用の提出先へ 提出する	R9年1月20日までに 提出	
⑥	様式5 勤務明細書 (退職者の場合)	全校種	県教育庁保健体育課 課長宛 1部	毎月5日必着	指導者が退職者の場合は旅費 手続きのため、提出すること。
⑦	様式6 欠席届	市町村立 (小中学校) 計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ----- 教育センター所長宛 1部	欠席の際は、所属長より県立総合教育センターへ連絡を入 れ、後日すみやかに各関係機関に文書を提出 すること。 ※教育委員会から教育事務所へ1部提出	
		県立 (特支・中学校)	教育センター所長宛 1部		

学校栄養職員初任者研修に係る文書等の提出について ※鑑文をつけて提出お願いします。
各学校の文書の保管については、各学校の規程に従って行ってください。